

新幹線プレス

2017年2月28日

No.340

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

「運輸所における年休の失効に関する緊急申し入れ」提出！

東京第一運輸所・東京第二運輸所において、このまま推移すれば年度末を迎えて多くの社員が年休を失効するという事態が発生します。

JR東海労組合員は、この間、このまま推移すれば年休が失効する恐れがあるため苦情処理申告や、会社が時季変更権を行使した年休に対しての再申請を行ってきました。しかし、会社はこれらの年休申請に対しても再度時季変更権を行使してきました。

このような対応は明らかに労働基準法に違反しています。

会社は適切な要員は確保していると、事あるごとに言っていますが、なんら改善されず、今度は新幹線車内業務の見直しで車掌を減らすことまで考えています。

今回年休が失効するという事態は、2年間にもわたり会社が時季変更権を乱発した結果であり、この責任のすべては会社にあります。

この異常な事態をこのまま看過することはできません。

会社は早急に誠意ある回答を示すべきです！！

JR東海労幹地申第21号

「運輸所における年休の失効」に関する緊急申し入れ

記

1. このままの現状を放置すれば、多くの社員の年休が失効する事態が発生する。失効する社員の年休申し込みに対しては、すべて取得させること。